

あなたと家族の大切な命を守りましょう！

# 住宅用火災警報器で早期発見

今年の冬も毎日のように全国各地で火災が起こり、住宅火災による死者は、毎年1,000人を超えています。そのうちの半数以上を65歳以上の高齢者が占め、今後高齢化が進むにつれ、さらに死傷者が増加することが予想されます。

住宅火災による死者は就寝時間帯に集中しており、死亡原因の約6割が逃げ遅れによるものです。火災に気がついた時にはすでに煙が充満して、その煙を吸って一酸化炭素中毒で体を動かすことができなくなったり、火の回りが早くて逃げられなかったりして亡くなられています。

火災を早期に見出し、対処・避難するために、住宅用火災警報器を設置しましょう。

設置が義務化されています

消防法および佐賀中部広域連合火災予防条例で、すべての住宅に火災警報器等の設置が義務づけられています。

平成18年6月1日以降に新築された住宅にはその日から、それ以前に建てられた住宅には平成23年5月31日までに設置しなければなりません。



## 住宅用火災警報器とは

火災による煙や熱を感知して、音声や警報音で火災発生を知らせる機器です。就寝中でも、いち早く火災の発生が確認でき、逃げ遅れによる死亡者を3分の1に減らすことができると言われています。

大きく分けると煙に反応するタイプ「煙式」と熱に反応するタイプ「熱式」の2種類があります。



日本消防検定協会のマークが表示されているものをお勧めします

設置が義務づけられている住宅用火災警報器は、「煙式」です。

○任意で台所に設置する場合は、「熱式」を設置しましょう。煙式を設置した場合は、煙や湯気で誤作動を起こす可能性があります。

## 共同購入を実施しています

多久市消防団、多久消防署、多久市役所では、多久市区長会の協力のもと、住宅用火災警報器の共同購入を実施しています。回覧で注文を受け付けていますので、この機会に購入ください。

高齢等で警報器の取り付けが困難なお宅には、地域の自主防災組織や消防団が設置のお手伝いをされています。

くわしくは地元の区長さんにお尋ねください。

■申し込み締め切り 3月25日(木)

■問い合わせ 総務課 消防防災係 ☎75-2112  
多久消防署 予防指導係 ☎75-2191

### 設置場所

○寝室：普段、就寝に使っている部屋に設置します。たとえば日中、居間として使用している居室に就寝時に布団を敷いている場合も必要です。

○階段：2階以上に寝室がある場合は、その階の階段上部に設置します。



### 悪質な訪問販売にご注意!!

佐賀県内でも、悪質な業者による訪問販売でのトラブルが発生しています。

消防署や市役所の職員が警報器の訪問販売をすることはありませぬので、十分ご注意ください。



お困りのときは、佐賀県消費生活センター ☎24-0999へ、すぐにご相談ください